

## 規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該水」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水」に改める。  
第八条第一項中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改める。

様式第一号の添付書類２中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水の」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。